

## フェロー制度の運営に関する規則

26. 11. 20 理事会制定承認

### (目的)

**第1条** この規則は、フェロー制度の運営に当たって必要な事項について定める。

### (認定要件)

**第2条** フェローの認定に当たっては、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 正会員である期間が 15 年以上の正会員であること。
- (2) 会長表彰を受けていること。又は、正会員 20 名以上若しくはフェロー 3 名以上からの推薦があること。
- (3) C P D 認定会員であること。ただし、初回の申請時のみ、直前 1 年間における 50 時間以上の C P D 登録証明書の提出により代えることができる。
- (4) 年会費とは別に毎年 1 万円以上の寄附を行うこと。
- (5) 名誉会員でないこと。
- (6) 本会の倫理審査により戒告処分を受けていないこと。

### (認定)

**第3条** 総務委員会は、正会員からの申請（毎年 1月初めから 3月末まで受付）に基づき、フェロー認定要件の審査を行う。

- 2 総務委員会は、前項の審査により認定要件の満足が確認された者について毎年 5 月に開催される理事会に付議する。
- 3 理事会は、前項の付議に基づき審議の上、フェローを認定する。

### (認定期間)

**第4条** フェローの認定期間は 3 年とし、更新に当たっては都度申請に基づき審査を行う。

### (特典)

**第5条** フェローの特典は次のとおりとする。

- (1) 初回認定時のみ定時総会終了後フェロー認定証の授与を行う。
- (2) 前号と同日に開催される総会懇親会に夫妻にて招待する。
- (3) フェロー認定証（カード型）を交付する。
- (4) フェローを称号として利用することができる。
- (5) 名誉会員推薦条件における評価点対象にフェロー歴（1 年当たり 5 点）を加える。
- (6) フェローナン簿を、本会ホームページに常時掲載する。
- (7) W E B 会員名簿にフェローであることを表示する。
- (8) 月刊『技術士』において、フェロー認定者名簿を掲載する。

(認定取消し)

第6条 フェローが次のいずれかに該当する場合、フェロー認定を取り消すことができる。

- (1) フェローが名誉会員になった場合
  - (2) 本人が、フェロー認定を辞退した場合
  - (3) 年会費又は寄付金の請求から3ヶ月の間その支払いが無い場合
  - (4) C P D認定会員でなくなった場合
  - (5) 本会の倫理審査により戒告処分を受けた場合
  - (6) 本会の正会員でなくなった場合
  - (7) フェロー認定申請内容に虚偽の事項が含まれていた場合
- 2 総務委員会は、フェロー認定の取り消しに際して本人に確認を行い、速やかに理事会に報告するものとする。

附則（平成26年11月20日）

本規則は、平成26年11月20日から施行する。